平成２１年（フ）第７１４号
大阪府泉佐野市羽倉崎３丁目10番33―413号
オアシス羽倉崎Ⅰ
債務者　石川　雪恵（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７１７号
大阪府泉大津市森町１丁目７番25号
債務者　伊藤　康子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７１９号
大阪府泉佐野市鶴原５丁目４番５号
債務者　濱永　康子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７２０号
大阪府泉佐野市高松東２丁目１番34号
債務者　山口　豊一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７２１号
大阪府泉佐野市佐野台98番地佐野台住宅10―343
債務者　長谷川さゆり（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７２２号
大阪府和泉市のぞみ野２丁目1161番地の３―1006
債務者　鈴木　文代
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７２３号
大阪府岸和田市春木旭町６番22号高楽荘１Ｆ２号、前住所大阪府岸和田市加守町４丁目26番９号
債務者　麻生　密雄
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７２４号
大阪府岸和田市吉井町１丁目12番16号山崎荘Ａ―３号
債務者　飯田　陽一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７２６号
大阪府泉南郡熊取町高田２丁目２番14号
債務者　双和　　都
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１３号
奈良県吉野郡川上村大字高原151番地の２
債務者　泉谷　　勲
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第６号
青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元36番地４
債務者　相内　隆治
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
福島県いわき市草木台３丁目３番地の17
債務者　面川　竜也
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１０１１号
兵庫県三木市宿原1270番地の119　カーサヴェルデＡ202号、従前の住所兵庫県神崎郡市川町奥947番地の１
債務者　大坪　勝祐
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３７号
神戸市北区南五葉２丁目４番19―306号
債務者　瀬島　隆司
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４２号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番10―105号、従前の住所兵庫県三田市学園３丁目１番地
債務者　中川　道夫
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８号
長崎県雲仙市南串山町甲1273番地
債務者　馬場　利雄
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
熊本県宇土市網引町498番地
債務者　小﨑　孝徳
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６４５号
熊本市帯山４丁目８番10号
債務者　高群　和子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部